

## 規制シート(様式)

190196600010001

平成28年12月26日

|                        |   |                    |                         |
|------------------------|---|--------------------|-------------------------|
| 規制の名称                  | 古都における歴史的風土の保存に関する規制  | 所管府省               | 国土交通省                   |
| 根拠法令等                  | 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)   | 担当局課等及び作成責任者の役職・氏名 | 都市局 公園緑地・景観課<br>課長 町田 誠 |
| 規制目的                   | わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存すること   |                    |                         |
| 規制内容の概要                | 歴史的風土保存区域内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の行為をしようとする者は、あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならない。<br>歴史的風土特別保存地区内においては、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。  | 関連する予算             | —                       |
| 規制の最近の<br>改廃経緯         | —   | 関連する<br>政策評価結果     | —                       |
| 規制を維持、改革<br>又は新設する理由   | 歴史的風土保存区域とは、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地の区域である。建築物の新築等の行為によって歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれがないかを知事への届出によってあらかじめ確認するため、当該規制を引き続き維持する必要がある。<br>歴史的風土特別保存地区とは、歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域であることから、許可制による行為の規制を引き続き維持する必要がある。 | 規制の維持、改革<br>又は新設の別 | 維持                      |
| (規制を改革する場合<br>の改革の方向性) | —   |                    |                         |
| 見直し条項                  | —   |                    |                         |
| 次の見直し時期                | 平成33年度  |                    |                         |